令和８年 11 月 11 日

各　位

埼 玉 労 働 局 長

「死亡労働災害多発特別注意報」の発令と
労働災害防止の一層の取組について

日頃から、労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、日頃から労働災害防止については、様々な取組をいただいているところではありますが、令和 8 年 10 月末現在において埼玉労働局管内における死亡労働災害が 22 人と前年と同期と比較して 3 人（15.8%）の増加となっております。

令和 7 年 1 年間の死亡災害が 24 人だったことからこの事態を埼玉労働局としては重く受け止めております。

また、被災者の 54.5%が 60 歳以上と高年齢者の災害が多くなっております。

埼玉第 14 次労働災害防止計画では、死亡災害を令和４年に比べて２０%削減し、22 人以下とすることを目標としており、このままだと目標達成も難しい状況です。

死亡労働災害防止については、県内すべての地域・業種において労働災害防止にかかる意識の高揚を図る必要があります。

このため、埼玉労働局は、これ以上尊い命が失われることのないよう「死亡災害多発特別注意報」を発令し、あらゆる機会を通じて死亡労働災害防止に向けた労働災害防止対策の徹底を図っていきます。

つきましては、貴団体におかれましても、一層の安全衛生活動の推進と労働災害防止、死亡労働災害撲滅のため取組を強化していただくよう要請します。

死亡労働災害多発特別注意報

令和８年 11 月 11 日
埼玉労働局

埼玉労働局管内における死亡労働災害が令和８年 10 月末日現在で 22 人と前年同期と比較して３人の増加となっております。中でも「墜落・転落災害」は令和７年１年間で４人だったところ、令和８年 10 月末日現在で８人と現時点で倍増となっています。また、被災者の 54.5%が 60 歳以上と高年齢者の災害が多くなっております。

このまま死亡災害が発生し続けると、前年の年間 24 人を超え、前々年の年間 33 人に迫ることが懸念されます。

このような状況を重く捉え、ここに「死亡労働災害多発特別注意報」を発令し、県内の事業者、労働者をはじめとする関係者に対して、死亡労働災害の撲滅に向け、安全の確保、基本的な安全措置の徹底を図ります。

記

１　発令期間
令和８年 11 月 11 日（水）から令和９年１月 15 日（金）

２　期間中に特に徹底すること
（１）墜落・転落災害の防止
高所作業時の墜落防止設備の点検
墜落制止用器具の確実な使用
脚立やはしごの適正使用
保護帽の着用
（２）交通災害の防止
過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間を確保すること。
交通安全教育を実施すること。
必要に応じて誘導者を配置する等作業区域への立入禁止を徹底すること。
（３）フォークリフトによる労働災害防止
フォークの下に立ち入らないことを徹底すること。
主たる用途以外の使用をしないよう教育を行い徹底すること。
有資格者に運転させること。
（４）高年齢労働者の労働災害防止
高年齢者の労働災害防止のための指針の取組を行うこと。